

農 林 か わ ら 版

一歳児へお米を贈呈しました！



福島町では1歳を迎えたお子様に、「ぜひ福島町内で収穫されたお米を食べてほしい」という気持ちを込め、平成28年度より福島町産のお米を贈呈しております。

今回は3月下旬、平成30年10月1日から平成31年3月31日までに生まれたお子様を対象に、福島町内で収穫されたお米5kgを贈呈しました。

今回は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、ご自宅へお届けする形となりましたが、親子共々喜んでいただくことができました。

狩猟免許取得にかかる費用を助成します！

全国的にハンター人口が減少・高齢化している中で、福島町の野生鳥獣の保護管理体制を維持するため、捕獲の担い手となる人材の確保を目的として、狩猟免許の取得にかかる費用の一部を助成する要綱を制定しました。

助成対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に住所があり、町税等の滞納がない方 ・ 新たに狩猟免許を取得してから、猟友会松前支部に所属し、狩猟者登録を受けた翌年度から5年間、福島町の有害鳥獣捕獲活動に従事できる方
対象となる経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 狩猟免許取得関連経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟免許予備講習会受講料 ・ 狩猟免許試験申請手数料 他 一連の経費 2 猟銃所持許可に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 猟銃等講習会受講料、射撃教習資格認定申請手数料 ・ 射撃教習受講料、技能検定手数料 他 一連の経費 3 猟銃等の購入に係る経費 猟銃及びガンロッカー、装弾ロッカー購入費（上限25万円）

狩猟免許の取得を検討される方は、一度産業課農林係までご連絡ください。

ご意見やお問い合わせは 産業課農林係まで ☎：47-3002 FAX：47-4504まで